

IV-420

非過疎地域の人口動態に関する研究

鳥取大学工学部 正会員 奥山 育英
鳥取大学大学院 学生員 ○青山 武夫

1. はじめに

昭和30年代後半からの高度経済成長によって過疎問題が発生して以来、過疎法によって過疎地域と定められた地域に対しては過疎対策事業が実施され、生活価値観の変化等も伴って人口減少は確実に鈍化してきた。しかし若者の流出などは解消されず地域社会の活力はむしろ低下する傾向もみられ、「過疎」という言葉の意味が人口格差から心因的なものへ変容しつつあるにもかかわらず、過疎法における過疎指定条件は依然として人口減少率の制約が大きい。そのために財政力が脆弱であっても人口減少が鈍化した地域は過疎地域とは定められず、一部の過疎指定地域が補助制度で支援された地域活性化の盛んな取組みを横に見て、地域活性化が困難な状況を強いられている。

そこで本研究では、人口では過疎地と法的に認められない非過疎地域における人口動態を調査し、過疎の定義についての再検討を促すことを目的として鳥取県八頭(やず)郡の郡家(こうげ)町を事例に、町内の人口格差等について調査研究した結果を報告する。

2. 過疎法における問題点

平成2年度に施行された過疎地域活性化特別措置法(新過疎法)では次の人口と財政に係る要件のいずれにも該当する市町村を過疎地域と定めている。

①人口に係る要件(次のいずれかに該当すること)

イ. 人口減少率 25 %以上(昭和60年/35年)

ロ. 人口減少率 20 %以上かつ

高齢者比率 16 %以上(昭和60年)

ハ. 人口減少率 20 %以上かつ

若年者比率 16 %以下(昭和60年)

②財政に係る要件

財政力指数0.44以下(昭和60年~63年の平均値)

この要件による過疎地域の指定状況を財政力指数別にみると(図1)、0.44は全市町村の平均値であるが0.3以上0.5未満の市町村のうち過疎地域と定められたのは11.2%にすぎない。即ち極論すれば財政力の指標は条件とし機能しておらず名目上のものとなって

いる。これは人口構成比に関しても同様である。

また、過疎地域において人口減少が鈍化しながら過疎指定を受ける地域は増加していることから、都市部と農村部の格差が縮小したというより、財政支援の不均衡により農村部の旧来の過疎地域と過疎指定外地域との間の格差が縮小して均質化しつつある現状が伺える。このように人口減少率を主軸とした二者択一式の過疎法は、通勤圏の拡大等で人口減少のみ回復したような地域を無視する状態にあったのであり、地域特性を加味して基準を複数化したり傾斜構造をもたせるなどの措置を講じる必要があると思われる。

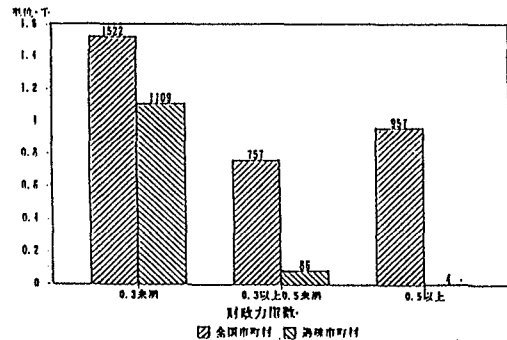


図1 財政力指数別の全市市町村数と過疎市町村数

3. 郡家町の概要

鳥取県八頭郡郡家町は鳥取市の南10.3 km、八頭郡の最北端部に位置し、人口約1万人の平均的な中山間地域である。農業が基幹産業であり、商工業は零細で家族的経営が多く生産性が低い。また観光資源も乏しく、財政基盤が脆弱である。しかしながら交通の利便性から鳥取市のベッドタウンとして人口は増加傾向にあり、人口構成比や財政力は過疎地域に近い状態にありながら過疎地域には定められていない。

4. 郡家町の人口動態

コーホート人口(同一年齢区分に属する出生者集団)により生残率・出生率を考慮して移動率を算出した結果、人口が増加傾向にあった昭和55~60年では20~24才階層の減少が激しいもののUターン者

とみられる 25 ～ 29 才階層と、家族での転入とみられる 5 ～ 9 才、35 ～ 39 才階層の増加があったため全体としては人口増につながっている。また高齢者はやや転入の傾向の方が強いために高齢者比率は拡大した。

人口減となった昭和60～平成2年では、ほぼ全階層にわたって転出の激化がみられ、人口減が特定の階層によるものではなかったことがわかった。

また平成2年度の転出入者の調査によると(図2) 0～14才で18人増、15～29才で39人減、30～64才で8人増、65才以上で1人増で全体で12人減であり、さらに若年者に着目すると18、19才の減少が最も多く、18、19才の人口の22.3%が転出しており、また大卒後のUターンで23才は増加した。

さらに、過去の人口変動をもとに平成7年10月の人口を予測した(表1)。Aは昭和60～平成2年のコーホート人口の変化率を適用したもの、Bは平成2年度の調査により算出した移動率を一定で継続させたもの、Cは平成6年10月までの宅地入居者数をBに加算したものである。ここで同時点での実際の人口動態と比較すると人口構成比がほぼ合致しており、概算ではあるが宅地整備を除いた趨勢は平成2年とあまり変化していないと推測される。

地域間の移動状況を見ると(表2)、郡家町が鳥取市を除く県内の人口を吸収し県外へ放出する傾向がみられる。町内では中心地である郡家地区が宅地整備による鳥取市からの流入で人口の増加傾向を強めているのに対し、他地区では人口減が進行し特に遠隔地にある上私郡(かみきさいち)地区は鳥取市への流出が多いため、鳥取市との増減は殆どなく町内及び八頭郡内で過疎過密が進行している。なお、20代のUターン者は被扶養者を除くとUターン者全体の約半数だった。

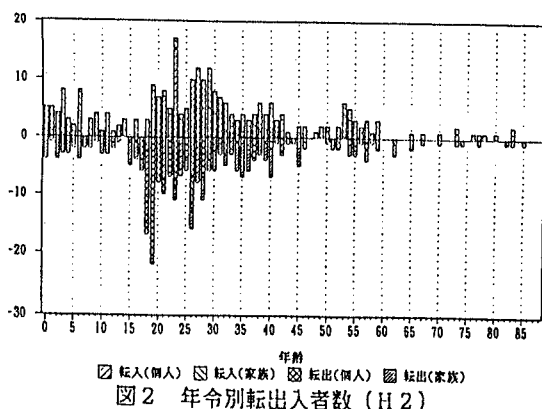


図2 年令別転出入者数(H2)

表1 将来人口の予測

年齢区分	H2	A	B	C	H6
0 - 14才	20.1	18.4	18.3	18.6	18.5
15 - 29才	15.8	15.6	16.0	16.1	16.1
30 - 64才	47.1	45.6	45.6	45.7	45.8
65才以上	62.9	61.2	61.6	61.8	61.9
総人口	9802	9537	9676	9959	9975
増減率	-1.3	-2.8	-1.3	1.6	1.8

表2 地区別の地域間移動による増減数

	上私郡	中私郡	下私郡	郡家	田中	大野門	計
鳥取市	-9	2	1	11	-1	6	2
八頭郡	0	3	1	2	1	1	11
県外	-11	5	-3	14	0	10	15
県内西部	-1	3	0	6	2	0	10
中私郡	-1	-6	-1	4	-8	-3	-14
近畿	0	-3	-2	4	-6	-1	-6
関東	-1	0	4	-4	1	-3	-3
県外	0	-10	1	1	-19	-10	-37
計	-12	-2	-2	21	-17	0	-12

また地場産業の生産性の低さとベッドタウン化によって人口増の一方で通勤による流出超過は拡大しており、歳入における地方税の割合も低位にある。平成4年の歳出をみると、財政力指数の低下のために地方交付税が多いが、投資的経費は県支出金を主に財源としており過疎地域に比べて財政負担が大きく、また使途が限定されるために地域独自のまちづくりが困難な状態にある。さらに、郡家町で問題なのはこうした財政運営上の問題だけでなく、周辺の過疎指定町村と比較して危機感の希薄さゆえの住民および自治体の相対的活性化意識の低さであり、消極・停滞型の地域から脱却できない原因と考えられる。

5. まとめと今後の課題

以上のことから郡家町においては人口は増加傾向にあるものの不健全な人口構成比はなかなか改善されず一方で町内の過疎過密化や地場産業の停滞などの問題が拡大しつつあり、これらの問題を主体的に解決する能力ももつことの難しさがわかった。つまり人口が増加して過疎地域とはみなされない地域でも、過疎地域と同一の多くの問題を抱えており、「過疎」の概念が不明瞭になってきた現在、地域を過疎・非過疎で区別することは限界にきているといえる。

今後の課題としては、過疎問題の本質である地域において住みよい社会を実現するために、産業の高度化による若者の流出や農業の衰退、あるいは人口と財政の関係についての調査・研究を、非過疎地域でありながら潜在過疎地域とも呼べなくはないより多くの地域で充分に行なうことが必要であると思われる。